

大阪市住之江区と株式会社舞昆のこうはらとの
パートナーシップ協定書

大阪市住之江区（以下「住之江区」という。）と株式会社舞昆のこうはら（以下「舞昆のこうはら」という。）は、つぎのとおりパートナーシップ協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、2者が包括的な連携のもと、相互に協力し、住之江の活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 2者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- （1）住之江の文化・歴史を踏まえたブランディングに関する事
- （2）食生活や長寿など区民の健康づくりに関する事
- （3）国内外の観光客へ「住之江」の地域文化を発信する物産の開発に関する事
- （4）こども・教育に関する事
- （5）地域の活性化に関する事
- （6）その他前条の目的を達成するために必要な分野に関する事

（禁止事項）

第3条 舞昆のこうはらが取組を行うに当たっては、次の各号に該当してはならない。

- （1）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事
- （2）政治活動又は宗教活動を伴うもの

（連携期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の満了日の3ヶ月前までに、2者のいずれからも改廃の申し入れが無い場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 住之江区及び舞昆のこうはらは、連携事項の検討・実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報を、開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏えいしてはならない。

（協定の解除）

第6条 事業の実施にかかり、住之江区及び舞昆のこうはらが次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、前条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- （1）政治的行為を行ったと認められる場合
- （2）法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- （3）暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合
- （4）その他区長が認める場合

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、住之江区パートナーシップ協定要綱を遵守し、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、2者が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成26年7月3日

株式会社舞昆のこうはら

代表取締役社長

鴻原 森蔵

大阪市住之江区役所

住之江区長

高橋 英樹